19098	キックバイ１キロ粒剤	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
19099	ヤシマキックバイ１キロ粒剤	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　取締役社長　小髙根利明
19100	フルピカフロアブル	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　石原英助
19101	プラウ水和剤	〃
19102	ベストガード水溶剤	東京都中央区新川二丁目27番１号　住友化学株式会社　社長　十倉雅和
19103	ベストガード粒剤	〃
19104	ベストガード粉剤ＤＬ	〃
19105	パダンベスト粒剤	〃
19108	パダンバリダベスト粉剤ＤＬ	〃
19109	ラノー乳剤	〃
19112	モスピラン水溶剤	東京都千代田区大手町二丁目２番１号　日本曹達株式会社　取締役社長　杵渕裕
19113	日農モスピラン水溶剤	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　神山洋一
19114	モスピラン粒剤	東京都千代田区大手町二丁目２番１号　日本曹達株式会社　取締役社長　杵渕裕
19115	日農モスピラン粒剤	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　神山洋一
22062	サブデューマックス液剤	東京都中央区晴海一丁目８番10号　シンジェンタ　ジャパン株式会社　代表取締役社長　ステファン・ティッツォ
22063	日農ビームアプロードスタークル粉剤５ＤＬ	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　神山洋一
22064	クミアイビームアプロードスタークル粉剤５ＤＬ	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　石原英助
22065	ビルダープリンススタークル粒剤	東京都中央区京橋二丁目４番16号　Meiji Seika ファルマ株式会社　代表取締役社長　松尾正彦
22066	ビルダープリンススタークル粒剤	東京都港区東新橋一丁目５番２号　三井化学アグロ株式会社　代表取締役社長　金井健彦
22067	ホクコービルダープリンススタークル粒剤	東京都中央区日本橋本石町四丁目４番20号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　中島喜勝
22068	ＢＡＳＦビルダープリンススタークル粒剤	東京都港区六本木六丁目10番１号　ＢＡＳＦジャパン株式会社　代表取締役社長　ヨルグ・クリスチャン　シュテック

平成25年11月30日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
15623	イソキシール粒剤４．０	東京都中央区京橋一丁目19番８号　日本農薬株式会社　代表取締役社長　神山洋一
15626	ホクコージマンレックス水和剤	東京都中央区日本橋本石町四丁目４番20号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　中島喜勝

２．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百三十七号

農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十五条の二第六項において準用する同法第二条第三項の規定により、次の農薬を再登録し、同法第六条の七の規定により公告する。

平成二十五年十一月十九日

農林水産大臣　林　芳正

１．登録番号、農薬の名称並びに登録外国製造業者及び国内管理人の氏名及び住所

平成25年11月２日付けをもって再登録したもの

登録番号	農　薬　の　名　称	登録外国製造業者及び国内管理人の氏名及び住所
21406	シンノングリスター	中華民国台中市梅川西路一段23号　興農股份有限公司　董事長　楊文彬 （神奈川県中郡大磯町西小磯1511―15　藤田文雄）

（備考）　（　）は国内管理人の氏名及び住所である。

２．農薬の種類

登録番号及び農薬の名称ごとの農薬の種類は、次のとおりである。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千百十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、相楽都市計画事業木津中央特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第３回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十五年十一月十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

一　縦覧開始の日　平成二十五年十一月二十日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　京都府木津川市相楽台一丁目五番地　独立行政法人都市再生機構関西文化学術研究都市事業本部

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第千百十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十五年十一月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十一月十九日　　国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5171号	汽笛（音圧が115デシベル以上120デシベル未満のもの）	ＥＨＶ－Ｓ120	三信船舶電具株式会社	東京都千代田区内神田１丁目16番８号

○関東地方整備局告示第四百五十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十一月十九日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十六号

(三) 道路の区域

区間	後変更前別	敷地の幅員	延長
横須賀市走水一丁目六番イのーから同市走水一丁目六四九番イまで	後	一一・八六・四	〇〇キロメートル
	前	一一・七一・一	〇〇・二メートル
横須賀市汐入町一丁目二六番三から同市汐入町一丁目二七番一〇まで	後	二二・三〇・三九	〇〇・二七七メートル
	前	二二・一・五四六	〇〇・二二五五メートル